

議案第 89 号

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 10 月 30 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

公募によらない任用の上限回数（5回）を撤廃することに伴い、規定を改める必要がある

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則を公布する。

令和7年10月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条第6項中「公募によらない再度の任用」を「前項第2号の規定による公募によらない任用」に改め、同項第1号中「第4項第2号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後の日を任期の始期とする会計年度任用講師の選考について適用し、この規則の施行の日前の日を任期の始期とする会計年度任用講師の選考については、なお従前の例による。

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(任用)</p> <p>第3条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により教育委員会が任用する。</p> <p>2 会計年度任用講師の任用の手続は、教育委員会が別に定める。</p> <p>3 会計年度任用講師の選考の方法は、教育委員会が別に定める。</p> <p>4 選考は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 会計年度任用講師の職に必要とされる職務遂行能力、任期、採用の緊急性等の事情により、公募により難いと教育委員会が認める場合</p> <p>(2) 前年度に設置されていた職又は当該年度に設置されている職（以下これらの職を「当該職」という。）に任用されていた会計年度任用講師を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合であって、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育委員会が認めるとき。</p> <p>5 前項第2号の規定による公募によらない任用は、次に掲げる要件を全て</p>	<p>(任用)</p> <p>第3条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により教育委員会が任用する。</p> <p>2 会計年度任用講師の任用の手続は、教育委員会が別に定める。</p> <p>3 会計年度任用講師の選考の方法は、教育委員会が別に定める。</p> <p>4 選考は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 会計年度任用講師の職に必要とされる職務遂行能力、任期、採用の緊急性等の事情により、公募により難いと教育委員会が認める場合</p> <p>(2) 前年度に設置されていた職又は当該年度に設置されている職（以下これらの職を「当該職」という。）に任用されていた会計年度任用講師を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合であって、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育委員会が認めるとき。</p> <p>5 前項第2号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度の任用」という。）の回数は、5回を限度とする。</p>
<p>満たす者に限り認めるものとする。</p> <p>(1) 前項第2号の規定による能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がないこと。</p> <p>(3) 前年度及び当該年度において法第29条及び杉並区職員の懲戒に関する条例（昭和50年杉並区条例第6号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。</p>	<p>6 公募によらない再度の任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</p> <p>(1) 第4項第2号の規定による能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がないこと。</p> <p>(3) 前年度及び当該年度において法第29条及び杉並区職員の懲戒に関する条例（昭和50年杉並区条例第6号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。</p>